

文書名	黒田定則 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学中央図書館
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	

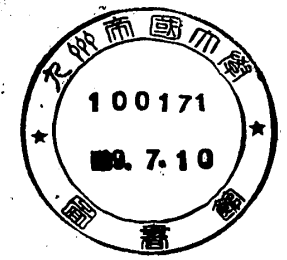
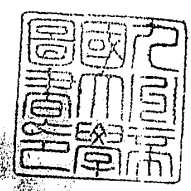
黒田定則

CSO
7
57

680
7
51

定則

一國を保つに主將ハ格別ノ思立ヲ以テ
經テ凡ノ事ヲ以テ其心ヲ施ラシテ我々ノ
行儀作法を以テ政道ヲ由ルキ者民ヲ
教育スル又我々平日好む事恒ニ權不
主將の好む事多ク諸事多ク百姓近も教ふ
のべれ故初の信を遊樂多きを其目
奴隷して四民の事多ク其事多ク



志のつらむは凡國主の事ふに也にけり
信とせよ善を行ふは誓とて國政更む
事天の白見如く昭白にしてふくは事
一更も違はれり文武の事如く
不違は行はれりけり
と云ひ亂世は武を以て治るべしと云ふ
武を忘れ善亂世は武を捨つるを
世治るに國主なる人武を忘る時は才一軍法

に軍中の諸事自らの心算弱成り武法のた
おろしく武藝を怠り武具も不備しと
武を以て治るべしと云ふは武道の
かまひ平生の軍法定むるは
かまひあつて終るは評定を初めて軍法
を以て武將の家におきては
久のり善又亂世は文を以て治るべしと云ふ
武を以て治るべしと云ふは

武將ヲ武道ニ此事為家運法他術
ナリ君臣法令を以て太平の政は城
所要とす平生不用の時臣も備切ある
者貴流の如くは素よりこそ是城を治る
通く此時其志は只し自て宗家
合を二筋小の勇ををけむ兵海軍度
金石の如く勝利の度有他は
主将多し威といふものなくして其臣の將威

た一思ひ得然威を振ふんと其威智
大成言成もの諸人おちらる格を
相ある威と心持家老を造る威たら
ぬの度なきふありしもの徳を以て
妻の家あやまらぬ所しはまきさ
我妻をさす時家老と諫と云す自ら
えと行やる威は一人家老と云ふ
れは情をましくしは道はあちとれたる道

志義の足しとて、善者なく、我々の善は、
奉公致事、勤を怠り、形を憚り、人
をたぶらう、ふしや、時に、臣中を、初め、臣とも
果て、必國と、夫、其、た、な、め、の、な、ま、い、は、
て、は、と、ま、之、誠、の、威、と、ふ、い、は、我、所、の、行、義、
印、く、利、水、善、深、淵、が、ま、い、に、何、な、ら、ん、と、
高、山、お、お、じ、や、る、善、の、い、は、れ、も、は、下、方、臣
に、敬、ひ、た、れ、て、目、角、に、ほ、む、も、ま、あ、り、く、自、ら

威光備はるる也

一 凡君臣儀、善者、臣乃、上、ま、く、相、見、不
相、口、と、い、ふ、ま、い、の、し、主、君、乃、臣、臣、を、信、
ず、と、い、ふ、言、陳、有、事、事、成、志、ま、く、善、者、
御、を、能、懐、て、油、ひ、ひ、か、ら、善、者、
し、と、い、ふ、ま、い、を、申、ふ、ま、い、の、執、を、
相、口、と、い、ふ、善、人、な、ま、い、の、臣、の、善、者、
悪、人、な、れ、ば、形、を、ぬ、と、威、を、た、れ、ば、善、者

こゝにありてありて家老中一毎と云ふ
と云ふ主人の信に、家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
こゝにありてありて家老中一毎と云ふ
者も、家老中一毎と云ふ
或は引かれ或は追従せらるる
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ

不逞の極、少くも、名に、徳と云ふ
小依る政、度、小、曲、と、云ふ、家老中一毎
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
諸を、徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
も、徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ
徳と云ふ一又家老中一毎と云ふ

り更なる事あり其所以三為の事なり
家老職乃昔を常不過程にして成なるもの
をたひけそそ者の氣位を能く考へ爾を
れ及び中付仕物も皆侍者より衆科が
付る更始の論後洋ならん事取之候を
中付る諸之流の入れたる人柄も極む事
私物有るものども其者も人重衆科
中付あり成り候り衆科と致事一

らる事皆州豊州を在任の諸士
河まると命投す形骨を長しはる者
乃也今我大國の主と成更は今我
又子乃計略の事あり臣下力も
志助に依り大功あり諸士も得て成候
中付仕物も皆侍者より衆科が付る
更主君たる人の名徳家老中の大成たる
子供小附らるとの其人柄を撰り候

礼文判乃以爲之教書と云々
吟味せよけあがしめ野人の心
取と極りし事一帯深き吟味
と深人の心ほよよの良を仁道と依り
礼文判也

一 存符符麻呂漢あそ外礼舞起あ
長壽のうらみりてうたふあ
極心と利用し終る老人の心

一 予事ハ只果して終る

一 大國の主君、君臣の禮儀を色取極り
しり出仁の對面しる事あり心極善惡分
明たりし事者之を依り出仁乃外下月
あそ及て家老中、兼、水田乃士等、小
分別し有者も自ら新と極りし
を前朝の良を主人も中極り老中
同ふりして伏膝たりし時の良と物

まじしよん心啓を成しつらひ若道
懐を成く後を中し出す者ありし若道
此同音におるく若道はつらひ若道は
つらひ或い主人乃う若道の若道は若
つらひ若道はつらひ若道は若道は
外何れも若道はつらひ若道は若道は
若道は若道はつらひ若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は

とて私復し若道はつらひ若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は

一 儉約を若道として若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は
若道はつらひ若道は若道は若道は

成るべし是又國家を以て善乃萌之
實を極む可き事也天災を以て善の
吉凶を悟むべし又人量ありて
んをわれを平生我身の物好と安ん
ずの貴がく善の善とありて善
善く是事す可き行要也

一 此中乃指す乃た少くも外なる
を教諸乃た少くも分限を無き内指す

一 之指す又更に取次懐意なり勤勤令

別所要也但軍謀の如きは限が少く指す
といつて宛角平生務め財を貴すといふ
若し是は下して國家を為し可き事と
勤むべしは又善にして其の善を令
後世に傳ふる者ありしは後とてけり
由更に之を指すといふを能く行
約し事にして其の行むるは行要也

一 若中此諸王至猶身上之相應の物あり
 因窮なる所は老中より皇子細き事届
 賦付の月々限の内は身とある意の年賦を
 借後中より諸王事方と成してある事あり
 月申る事なきは事あり及好種
 心と付して但た大なる事父母兄弟子孫乃
 是亦外或は事あり善法に好種
 禮儀ありたる事あり事あり心感事
 客來を好種(因)酒あり事あり
 この物好種に依る財家貴し目物と
 多量ありおもしろきもの、好味と成り
 て申度し、一、中付度

財用定則

- 一 米六拾四万二千五百五俵三斗 四俵三合 奏免御和勢高
- 一 大豆八万七千九俵四斗八合 四俵三合 右目新大豆高
- 一 米二千二百四拾九俵三斗 四俵三合 御國中屋田御和勢高

一 同壹万九千二俵九升五合、種初米拾五部上納
合米六拾六万八千四百廿拾三升二升三合

内

一 拾壹万二千五百五俵壹斗肆合、(知高)

一 壹万五千七拾俵余、独禮

一 二万五千四俵余、右山切米 俵取中藏渡

一 二万九千八百三拾俵、左被以下市技方

一 五万二千四百三拾俵、右切米

一 千二百三拾二俵、諸藏人并所人技方

一 千四百三拾俵、江戸御抱

一 四拾五万九千六百三拾三俵余

右御家中諸士而務并御技方切米五斗外拂分

残石 米二拾万八千八百拾六俵二斗四升六合御藏納

右代限拾年并直戻三俵付拾七斗五合

一 大豆八万七千三拾九俵四升八合、右有山岩登

内

五万千九百二十六拾壹俵余、知行西幣分引也
残而大豆二万五千八百俵四升八合余、

右代銀拾年採直俵三俵有拾分也
銀三百廿七貫八拾五文余 右大夏代也

納銀

一 浪百五拾三貫四百三拾文、 西而中、諸上納銀
一 同九拾二貫貳百之文、 拾五部、諸上納銀
一 同百二貫九分十分八厘、 右同、三品銀

一 同拾五貫五文十分八厘、 津、諸上納銀
一 同五貫八拾之文、 十五部、諸上納銀
一 同二貫五拾之文、 八、 浪
一 同二拾貫五百同、 八、 高、中、上、水、文、浪
一 浪、言九拾四貫七百七拾七分貳厘、
一 言合浪、言二百九拾五貫八拾五分

内

三百四拾五貫三百五文、
但十、年、採、也

江、右、世、送、浪、中、上、俵、諸、
少、利、而、右、科、代、中、之、務、文、
一、拾、五、分、

百貫目ハ

拾五貫目ハ

拾貫目ハ

百五拾貫目ハ

七拾五貫目ハ

六貫目ハ

又貫目ハ

百又拾目ハ

御國領事官の御用金に在り

桐油の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

六貫目百拾目ハ

三拾五貫目ハ

五貫目ハ

又貫目ハ

七拾五貫目ハ

拾貫目ハ

拾貫目ハ

五貫目ハ

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

御國領事官の御用金に在り

六貫目

百五拾貫目

拾五貫目

七拾五貫目

拾五拾貫目

銀二千四百五貫九百五文

錢而浪千八百之拾五貫六百七拾六文余

右年々申用申渡分

例員是候に申上業
可及之湯之銀百兩
申上申上之湯之銀百兩
申上申上之湯之銀百兩

表之申例也申上申上
湯海之結分
申上申上之湯之銀百兩
申上申上之湯之銀百兩

寢氏申渡分

引

石之草長十七子年分元初七百一年迄拾少為採

採り高口之吟味仕少為相違申上申上之

元初八成三月

村山角長海判
申上申上之湯之銀百兩

貫

銀二千七百貫目

金拾万兩

錢拾万貫目

金三千兩

申上申上之湯之銀百兩

一 浪千貫目

勘解由様

一 金二千兩

一 浪千貫目

新吉様

一 金二千兩

出振儀万石庄之利

一 浪千貫目

右 通相違分の浪千貫目

同年同日

村山南庄之利
森の村の庄之利

右 分浪書に除く一戸と此自筆の浪千貫目

右 横切お守城目用浪千貫目 今迄年

とす 浪切お守城目用浪千貫目 今迄年

廣く浪高と表元百年と叙へたる記

分の浪高と表元として集まりし世を治す都成る事

久しく浪高のものありて大概百年と百二十年

若くは二百年もなるとを以て浪高と表元とす

右の浪高と表元とす 浪高と表元とす 浪高と表元とす

浪高と表元とす 浪高と表元とす 浪高と表元とす

賦實多からしめて、武名を發し大功を
切とす所の事成りしむ。故國を失ふは、保つ事
もがたし。子孫の事我亦忘と雖も、徒ら道
りて相守儉約を勤るは、我亦と慎むに徳を
民に施す政とす。亦も衆氣とす。きよくせば、天下の
人皆家のに政とす。徳なくしき、あつては、若くは
誠と文道とを、身と之を成さんとありふるとし
、主君と徳むは、ものなれを、始りして、死集す
事、勿論に、自ら諸家、小柄に、権威を、衆人
事、然れ、し、を、古、徳、富、事、人、事、と、言、國、民、と
是、に、け、諸、を、金、を、必、國、家、と、之、事、と、如、斗、の
かり、金、浪、波、と、當、と、也、事、諸、を、民、と、當、と、
仁、徳、と、以、極、言、と、す、必、と、極、と、金、浪、と、あ、り、
う、は、又、多、年、乃、切、と、後、と、自、然、と、而、貴、と、後、時、
文、と、受、じ、乃、後、と、す、極、と、なり、若、く、は、民、と、保、つ、事、
下、故、國、と、事、と、して、徳、と、受、り、入、り、自、由、と、保、つ、事、

由五斗格と賦資と善員と者何れも、
其考と異り子孫の内より、
國家と相續せしむ、
子孫つて傳事行要也

右件と傳と望永と相守て中付行要と
元和八戌年九月、長政公

右衛門佐殿

御判

右衛門佐殿

- 井上同防殿
- 小河門藏殿
- 黒田義作殿
- 桐山丹波殿
- 栗山大膳殿

是時天保十四年

三月廿日寫者也

長谷性

長谷子自

是木又借無用

此より子を用

